

京都市告示第764号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託します。

令和8年3月31日

京都市長 松井 孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

一般財団法人地域総合整備財団 東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12階

2 京都市公金収納受託者に徴収事務を委託した歳入の種類

地域総合整備資金貸付金の償還金

3 京都市公金収納受託者へ徴収事務を委託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)